

【参考】過去の議事内容等

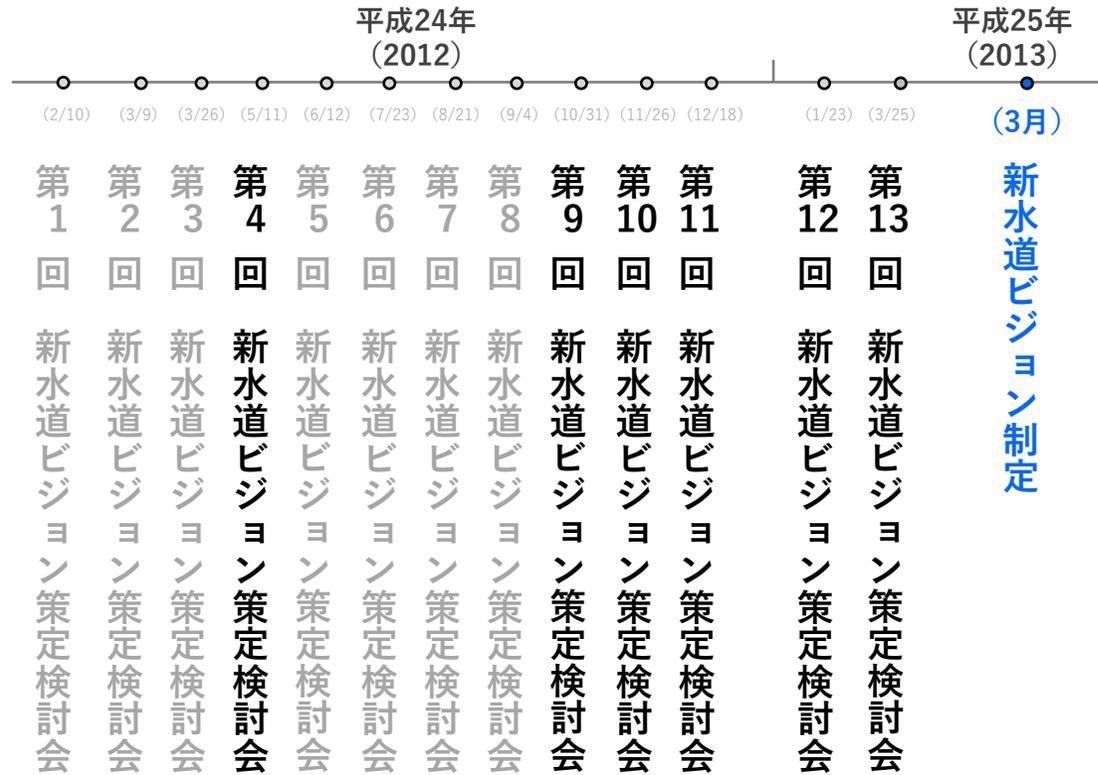
【第 5 回】

水道の諸課題に係る有識者検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 新水道ビジョンまでの経緯

※薄い字の箇所は運搬給水等について言及無し。



# 第4回\_新水道ビジョン策定検討会 (H24(2012).2.10)

## ○事務局

最後、49ページと50ページなのですが、水道未普及地域・未普及者への対応ということで、前回の検討会までに、将来の事業環境というものを考えた場合に、相当厳しいものがあります。一方で、水道普及率100%を目指すということでこれまで国としてやってこられた中で、将来的に限界集落ということを考えると、**水道管によって水道を供給するというモデル自体をまた改めて考えてみる必要があるのではないか**ということで、49ページは拠点給水型事業、これは少し以前になりますが、佐賀県のほうで硝酸性窒素の関係で水道をつくったわけですが、そのときに拠点給水的に水をとりに来てもらったという事例です。

50ページの左側、運搬給水ということで、中部地方のH市で、水が余り豊富にとれないようなところで、水道事業体の方が2トンの給水車でその地区まで行きまして、その地区の給水タンクに給水を実際に行っているのですけれども、そのような事例を示しております。

50ページの右側は水道水宅配事業の概念ということで、5年ほど前に水道技術研究センターさんで検討されましたペットボトル等による宅配事業の事例といいますが、考え方を示したものであります。

### 安全な水の確保

### 安全な水の確保

#### 10 水道未普及地域・者への対応

#### 10 水道未普及地域・者への対応

##### ① 佐賀県嬉野町における取組事例(拠点給水型事業)

##### ② 運搬給水の事例

##### ③ 水道水宅配事業の概念※

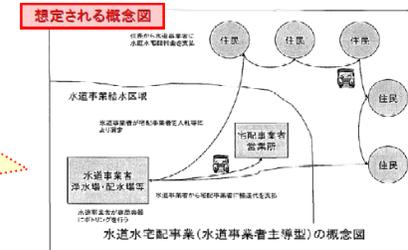
佐賀県嬉野町陣野地区(当時、給水区域内水道未給水地域)では、平成13年5月、地下水水質検査により硝酸態窒素が基準値を超過していることが確認されたことから、同年10月に清水浄水場入口に蛇口を設置し、陣野地区の住民が水道水をポリタンクで注入できるシステムを構築し、水道管が布設される平成17年12月まで、拠点給水型事業が実施された。

- 中部地区のH市では、飲料水が不安定な地区※に対して、給水車による運搬給水を取り入れている。  
※生活用水は沢水や井戸水で間に合うが、安定した給水が難しい水道未普及地域(440戸)を対象。
- 住民の出動依頼は常時ではなく、水源が濁ったり、枯渇したりしたときに行われており、1回当たりの要請件数は毎回1~2軒程度である。
- 要請を受けると、水道局が行政の代行で給水車(2車、2~3台)を出動させ、各戸の1~2tonの給水タンクに注水している。
- 出動一回当たり500円で、さらに水1m<sup>3</sup>当たりの水道料金を徴収している。

- 我が国の水道は、平成22年度末で約315万人の未普及人口が存在しており、この中には衛生上の問題を抱えていても、経済効率性の観点から配水管を布設できない地域が存在する。
- このような観点から、財団法人水道技術研究センターでは、厚生労働省の委託により、平成16年度から平成18年度にかけて、「小規模未規制水道等実態調査」を実施し、飲用井戸の水質汚染対策に関する情報を収集するとともに、水道水宅配事業に着目し、その事例調査や実施方針等について検討した。



出典：小規模未規制水道等実態調査報告書(平成17年、水道技術研究センター)



出典：小規模未規制水道等実態調査報告書(平成17年、水道技術研究センター)

- 管路によらない給水方法として、いくつかのオプションをまとめており、例えば右図のように拠点給水型による水道水の供給が考えられる。
- 浄水場(または配水池)の水道水をポリタンクに入れて、ボトリングした容器を宅配業者(あるいは第三者の請負者)が必要者に水道水を届ける拠点給水型事業の方式として、『水道水宅配事業』が考えられる。

## ○構成員

私から1つ意見です。資料の50ページに、水道未普及地域への対応として、整理されております。これまで未普及解消という至上命題を抱えながらも、コスト問題等があって、現実的に難しい局面があったと認識しなければいけない事実があったと思います。そうした観点に対して、本日の資料で幾つか、**運搬給水の事例なども含めて例示列挙されております**。こうしたところは今回のビジョンの中においては、**未普及解消の手法の多様化**というような着眼点から取り上げるというのもいいのではなかろうかということで提案としてお話ししておきます。

# 第9回\_新水道ビジョン策定検討会（H24(2012).10.31）

## ○ 事務局

14番、水道の未普及地域・未普及者の解消といったテーマもありました。解決策としましては、安全な水へのアクセスの確保ということで、運搬給水なども含めまして、未普及を解消する手法の多様化ということも、この会議の中で話題となったというところであります。

## 別添1 これまでの検討内容について（議論の整理）

3 安全な水の確保				
10	有害物質、有害生物による水道水の汚染のおそれ	○耐塩素性病原微生物対策の進捗の遅れ	○耐塩素性病原微生物対策の推進	水安全／指導監督強化
11	〃	○消毒副生成物前駆物質による水道水への影響	○水安全計画のあり方、普及促進(より簡易なツールの整備) ○水質検査結果のリスク管理・水質管理への活用 ○水道水源保全の強化 ○関係部局との連携 ○流域協議会による水質検査・水質データ・汚濁源情報の共有 ○上下流連携による水質管理の強化 ○都道府県間の積極的な連携	水源保全／水安全／広域連携／指導監督体制
12	〃	○未規制化学物質への対応	○水源監視の強化 ○排出事業者に対する働きかけ	水安全／広域連携
13	長距離輸送や老朽管による管路内での水質変化	○残留塩素の低下、生物学的安全性の低下	○管路内における水質保持	水安全／事業再編／施設更新
14	水道未普及地域・者の解消		○安全な水へのアクセスの確保 ○運搬給水等、未普及解消の手法の多様化 (例として、水道事業者による小規模配水池までの水の運搬給水。飲料水のみをポリ容器で配布する等、多様な形態での安全性の確保)。	事業再編／施設更新

## ○ 構成員

いろいろ網羅していただいたと思うのですが、やはり安全な水というので、質ですとか、水質基準との整合というところは非常に重要ではあると思うのですが、それ以前の問題で、水をちゃんと供給するということが結構大変でして、災害時だけではなく、ただ普通の状況でも間違いなく水を安全な形で届けるというのが重要な任務だと思いますので、全体の項目を拝見しておりますと、ちょっと二の次みたいになってしまっているような感じがしますので、安全な水の中に、単なる質だけではなくて、量のことでも入るようにしていただけるといいなと思いました。

## 資料3 これまでの議論の内容について (議論の整理) 修正版)

3 安全な水の確保				
10	有害物質、有害生物による水道水の汚染のおそれ	○耐塩素性病原微生物対策の進捗の遅れ	○耐塩素性病原微生物対策の推進	水安全／指導監督強化
11	〃	○消毒副生成物前駆物質による水道水への影響	○水安全計画のあり方、普及促進(より簡易なツールの整備) ○水質検査結果のリスク管理・水質管理への活用 ○関係部局との連携 ○流域協議会による水質検査・水質データ・汚濁源情報の共有 ○都道府県間の積極的な連携	水源保全／水安全／広域連携／指導監督体制
12	〃	○水源の荒廃による原水水質の悪化	○水道水源保全の強化 ○河川の上流域の水質保全 ○上下流連携による水質管理の強化 ○水源林の保全	水源保全／水安全／広域連携
13	〃	○未規制化学物質への対応	○水源監視の強化 ○排出事業者に対する働きかけ	水安全／広域連携
14	長距離輸送や老朽管による管路内での水質変化	○残留塩素の低下、生物学的安全性の低下	○管路内における水質保持	水安全／事業再編／施設更新
15	水道未普及地域・者の解消		○安全な水へのアクセスの確保 ○運搬給水等、未普及解消の手法の多様化 (例として、水道事業者による小規模配水池までの水の運搬給水。飲料水のみをポリ容器で配布する等、多様な形態での安全性の確保)。	事業再編／施設更新

## 資料2 新水道ビジョン (素案)

### ○ 事務局

特定テーマについて一たん切り出して整理したほうがいいのかということで、外に出した項目が4つございます。例えば料金制度の最適化ということでございます。これまで議論に出てきました逡増制の見直しですとか、将来世代との負担の公平性の話、また小規模水道対策、かねてから議論されています簡易水道の今後の話ですとか、市町村ごとの事業統合の話、自家用水道対策、こちらも専用水道、簡易専用水道、貯水槽水道、そういった水道の衛生管理の話、多様な手段による水供給ということで、管路によらない供給方式ですとか、水道事業の多様な供給形態ですとか、規模を縮小していかなければならない、こういう対応。個別的な対応について、個々に項目を挙げて議論したほうがわかりやすいのではないかということで、4つほど外に出したということでございます。

### 【水道の将来を指向した方策】

- (9) 料金制度の最適化 (逡増制の見直し、将来世代との負担の公平性)
- (10) 小規模水道対策 (簡易水道の今後、市町村ごとの事業統合)
- (11) 自家用水道対策 (専用水道、簡易専用水道、貯水槽水道及びそれらの衛生管理)
- (12) 多様な手段による水供給 (水道事業の多様な供給形態、規模縮小の対応)

### ○ 事務局

最後に多様な手法による水供給ということで、小集落であっても飲料水などの生活用水確保は必要不可欠です。ただ、水道の布設にこだわるということではなく、多様な水供給の形があるのではないかとすることは事例紹介などでも検討会で議論されたところでございます。35行目の最後のところ、小規模集落や水道未普及地域への水道の布設にこだわらない対応の検討によって、宅配による給水を実施したり、地域住民との連携に基づく、その他、多様な手法による水供給も考えられるというところで結んでおります。

## 新水道ビジョン（案）

### 21 ④多様な手法による水供給

22 これまで、たとえ小規模な集落であっても、飲料水などの生活用水は必要不可欠である  
23 ことから、水道未普及地域の解消を目指し、水道施設の普及・整備が進められてきました。  
24 しかしながら、これらの施設が整備から相当年数が経過し、施設の更新時期を迎えた場合、  
25 耐震性などを有する施設としての更新費用は水道事業者にとって大きな負担となっていま  
26 す。

27 日常生活において飲料水はもちろん必要ですが、地域の実情（特に高齢化した限界集落  
28 等）によっては、莫大な水道施設の整備・更新費用をかけることは困難と考えられます。  
29 そのような場合、宅配給水や移動式浄水処理装置の巡回など、水道法に定める「水道」以  
30 外の手法による衛生的な水の供給についての検討もやむを得ないと考えられます。こうし  
31 た対応は、需要者である地域住民との合意や、地域との連携した取り組みにより、可能と  
32 なり得るものです。

33 なお、その場合の衛生基準については、公衆衛生の観点から一定の制約を設けることが  
34 考えられますが、給水栓での水質が水道法の基準を満たしていることが前提となります。

35 具体的に、小規模集落や水道未普及地域への水道の布設に拘らない対応の検討によって、  
36 宅配による給水を実施したり、地域住民との連携に基づくその他、多様な手法による水供  
37 給が考えられます。

## 新水道ビジョン (案) パブコメ対応後

- 水道未普及の解消が困難な地域での水供給について、水道の布設に拘らない多様な手法での対応を。
- 限界集落など地域の実情を考慮した水供給のあり方について住民の理解を得つつ選択を。

これまで、たとえ小規模な集落であっても、飲料水などの生活用水は必要不可欠であることから、水道未普及地域の解消を目指し、国の財政支援のもと水道施設の普及・整備が進められてきました。しかしながら、これらの施設が整備から相当年数が経過し、施設の更新時期を迎えた場合、耐震性などを有する施設としての更新費用は水道事業者にとって大きな負担となっています。

日常生活において飲料水はもちろん必要ですが、地域の実情（特に高齢化した限界集落等）によっては、莫大な水道施設の整備・更新費用をかけることは困難と考えられます。

そのような場合、宅配給水や移動式浄水処理装置の巡回など、従来の水道事業が行ってきた施設による供給とは異なる手法による衛生的な水の供給についての検討もやむを得ないと考えられます。こうした対応は、利用者である地域住民との合意や、地域との連携した取り組みにより、可能となり得るものです。なお、その場合の衛生基準については、公衆衛生の観点から一定の制約を設けることが考えられますが、給水栓での水質が水道法の基準を満たしていることが前提となります。

具体的に、小規模集落や水道未普及地域への水道の布設に拘らない対応の検討によって、宅配による給水を実施したり、地域住民との連携に基づくその他、多様な手法による水供給が考えられます。

### ○ 構成員

パブコメだとか、そういうことではなくて、前回あたりにお話ししておけばよかったと思うのですけれども、44ページに「多様な手法による水供給」という項目がございまして、次の45ページ目には、水道法に定める「水道」以外の手法による水の供給という項目がございまして、これはまだ検討と入っていますから、それで意見をいうのはどうかなと思ったのですけれども、例えば水道法3条に水道の定義がある。一方では、水道法によらない水の供給で、なおかつ水質基準については水道法で定める基準をクリアしなければだめですよということですから、その意味では、例えば市町村からすれば、監督官庁はどこなのだろうということだとか、水道法の適用を受けない水道にしたら、一部水道法の適用を受けているということで、いろいろな水の供給のあり方が考えられるとしても、この辺の明確な考え方があればお聞かせ願いたい。

特に集落とか、そうしたところですから、コストの面その他を含めれば、こういった考え方もやむを得ないのかと思いますけれども、実際に市町村の立場になった場合、いろいろ考えるに当たって、もう少し踏み込んだ記述といいますか、やむを得ないというより、どうしても積極的に進めるとまではいいませんが、一定の物差しみたいなものがあるって、そうすると市町村としてはこの手法をとろうかということも考えられると思いますので、この辺をどのように受けとめたらいいのだろうかということで、率直な疑問として申し上げておきたいと思います。

### ○ 事務局

まさにご指摘いただいたところで、私どもの熟度が足りないことがこういうことになっていて、その部分については大変申しわけないと思います。今後の社会構造の変化だとか、末端のところの集落状況などを考えますと、なかなか今までどおりの水道で水供給サービスを継続するというのは、かなり難しくなっていること自体は確かだと思いますし、共通の認識ではないかと思います。ここで記述していますのは、今後、住民サービスとしてみたときに、具体的な手法を縛るのではなくて、まさに検討しながら、どのようなシステムがあり得るのかということを今後考えていきたい。まさにそのくらいの熟度しか私どもがまだもっていない。こういう部分について、正直なところ、研究開発をやっているわけでもないですし、そういうものを今後、経済的、技術的に見合うようなものがあるかどうかも含めて、そういう道を探っていききたいところの方針決定の部分だと理解していただくと大変ありがたいと思います。今年度の委託調査の中でも、若干そういうものを始めているわけですが、具体的な経済性や技術性の評価ができましたら、何らかガイドラインなりマニュアルなり、そういう形で具体的に市町村に提示していきたいと思います。若干お時間をいただければというのが事務局の考えでございます。

### ○ 構成員

シンポジウムでもちょっとご質問があったので、ここの記述なのですけれども、これは現行の水道法に定める水道という記述という意味でしょうか。それとも、今後とも、今の法律のままで適用の例がふえていくというか、バリエーションをつけようというような感じか、そのあたりぐらいはもう少しわかるかなと思うのですが。

### ○ 事務局

当面は水道の定義をいじるということは考えていないので、今の導管その他、施設の総体という定義の中で読み切れないものも含めて、技術的や経済的な評価をやっていて、例えば実現段階に至ったときにどういう置き場に置けば最も推進ができるかという意味で、その時点で検討することになるかと思えます。まだ具体的なものがない中で、水道法でいっています水道の定義そのものを議論するというのは時期尚早かなという感想しております。

### ○ 構成員

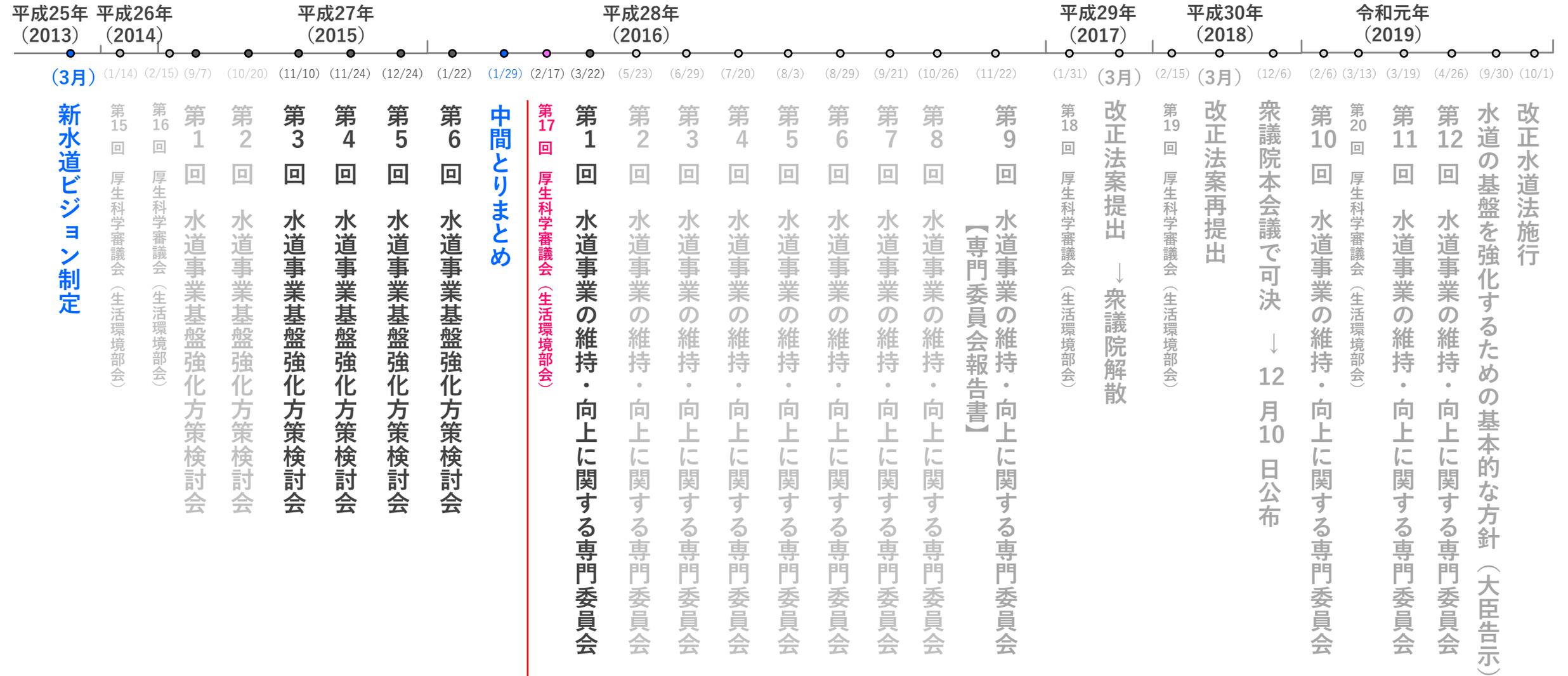
それはガイドライン等が出た後で、ここに出てくるような選択肢については認められるというような感じでよろしいのでしょうか。

### ○ 事務局

そういうものを水道法の範囲内でやるかどうかも含めて考えることではないかと思えます。一般的な行政の中でも、水道事業、水道行政、衛生行政みたいな言葉が現場で使われていて、運用されているのはよくご存じだと思うのですが、いわゆる水供給サービスというのは、例えばそれにプラス食品管理の、食品衛生法などのボトル水のコントロールだとか、そういったものまで含めて、どういうところでどのように管理していけばいいかというのは、具体のものをみて置き場所を考えていくという検討のステップになろうかと思っています。

# 新水道ビジョンから改正水道法施行までの経緯

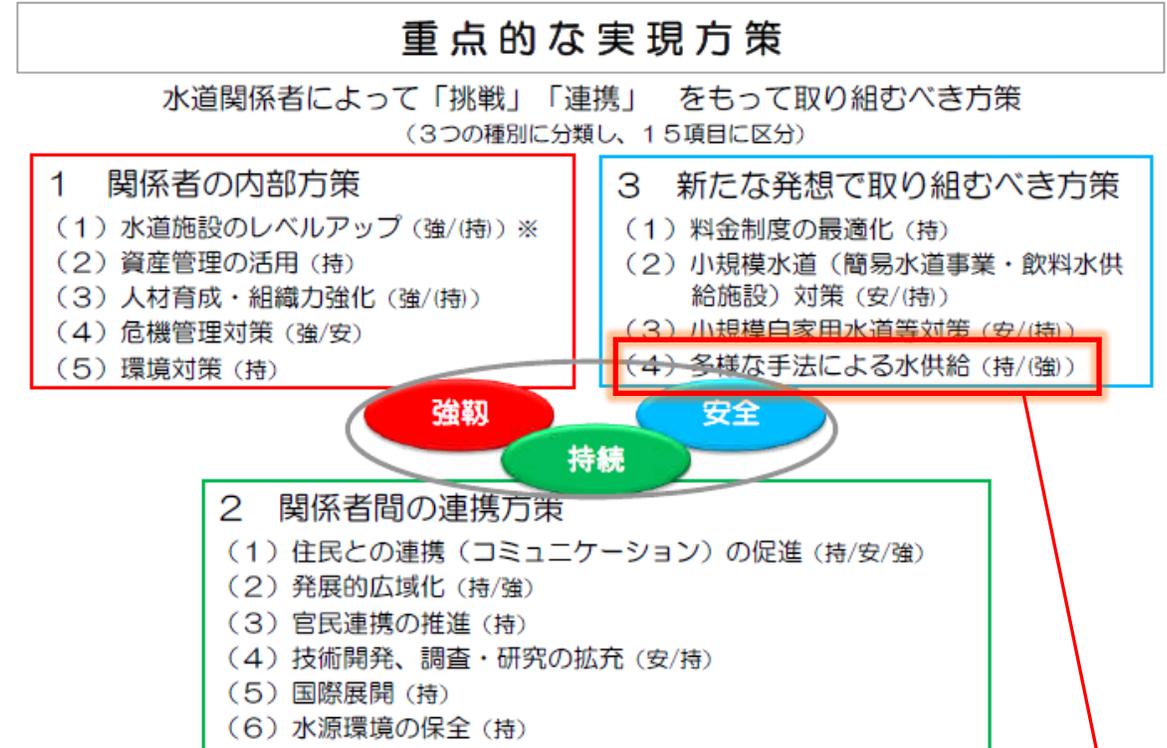
※薄い字の箇所は運搬給水等について言及無し。



運搬給水等について、議論があったのはここまで

## P.24

新水道ビジョンでは、将来を見据えた理想の水道像を「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から捉え、関係者で共有することとしています。が、**実現方策**については、一つの方策が3つの観点の複数に関係する場合がありますことから、取り組む主体に着目し、その内部的な調整を経て実施できる方策、対外的な連携により実施できる方策、さらに、**従来の枠組みにとらわれることなく、新たな発想で取り組むべき方策**に整理して示します。なお、ここで示す方策は、水道関係者が取り得る様々な方策のうち、水道の現状評価と課題、将来の事業環境を踏まえつつ、方策の推進要素である「挑戦」と「連携」をもって取り組むべきものを、重点的な実現方策として示すこととします。



※目指すべき方向性のうち、どれに最も合致するかを示す。( )書きは、やや合致するものを示す。「安」は安全、「強」は強靱、「持」は持続をそれぞれ示す。

ここで頭出しあり。  
(中身は次頁へ)

## P.39

### 多様な手法による水供給

- 水道未普及の解消が困難な地域での水供給について、水道の布設に拘らない多様な手法での対応を。
- 限界集落など地域の実情を考慮した水供給の在り方について住民の理解を得つつ選択を。

これまで、たとえ小規模な集落であっても、飲料水などの生活用水は必要不可欠であることから、水道未普及地域の解消を目指し、国の財政支援のもと水道施設の普及・整備が進められてきました。しかしながら、これらの施設が整備から相当年数が経過し、施設の更新時期を迎えた場合、耐震性などを有する施設としての更新費用は水道事業者にとって大きな負担となっています。

日常生活において飲料水はもちろん必要ですが、地域の実情（特に高齢化した限界集落等）によっては、**莫大な水道施設の整備・更新費用をかけることは困難**と考えられます。

そのような場合、**宅配給水**や**移動式浄水処理装置の巡回**など、従来の水道事業が行ってきた施設による供給とは異なる手法による衛生的な水の供給についての**検討もやむを得ない**と考えられます。こうした対応は、利用者である地域住民との合意や、地域との連携した取り組みにより、可能となり得るものです。なお、その場合の衛生基準については、公衆衛生の観点から一定の制約を設けることが考えられますが、給水栓での水質が水道法の基準を満たしていることが前提となります。

具体的に、小規模集落や水道未普及地域への**水道の布設に拘らない対応の検討**によって、**宅配による給水を実施**したり、**地域住民との連携**に基づく**その他、多様な手法による水供給**が考えられます。



（事務局）

（4）過疎地域関係でございます。過疎地域関係は特にご意見はいただきませんでした。事務局で作文させていただいておまして、過疎地域では、水道法が想定している給水方法以外の手法による給水が有用である可能性がありますね。そうした手法を水道法に取り込むべきか検討するために、実態調査や水質管理に関する研究を進めて課題の明確化を図るべきではないかと示させていただきました。

### 水道基盤の基盤強化方策に盛り込むべき事項の整理（資料1）

#### （4） 過疎地域関係

過疎地域では、水道法が想定している給水方法以外の手法による給水が有用である可能性がある。そうした新たな手法を水道法に取り込むべきか検討するため、実態調査や水質管理に関する研究を進め、課題の明確化を図るべきではないか。

（構成員）

最後のほうの過疎地域関係のことでちょっと伺っておきますが、これはこれから先大変な課題だと私も認識しております。とりあえず調査研究を進めて課題の明確化をということでございますから、一つお聞きしておきたいのは、「過疎地域」とうたっていますが、イメージとして、市町村の、特に山村部といたしますか、集落といたしますか、そこをイメージしているのかな。

それから、新水道ビジョンを議論するに当たって、水道法3条でしたか、導管で供給するのが水道事業だと書いていますね。それ以外の手法でやるとするならば、また違った負担といたしますか、いろいろな部分が想定されますので、それも含めてきめ細かく検討するべきではないか、してほしいということを申し上げておきたいと思えます。

（事務局）

13ページ目の5です。前回、過疎地域としていたところでございますが、意味を明確にしようということで、管路維持困難地域という名称を設けさせていただきます。人口が減ってきて、管路の維持が経済的に見合わないようなことになってしまった地域についての対応をまとめております。調査をして、課題の明確化を図るべきであるとしております。

### 水道基盤の基盤強化方策に盛り込むべき事項の整理（資料1）

#### 5 管路維持困難地域への対応

浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そうした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報として、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確化を図るべきである。

### 水道基盤の基盤強化方策に盛り込むべき事項の整理（資料1）

#### 5 管路維持困難地域への対応

浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そうした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報として、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確化を図るべきである。

（構成員）

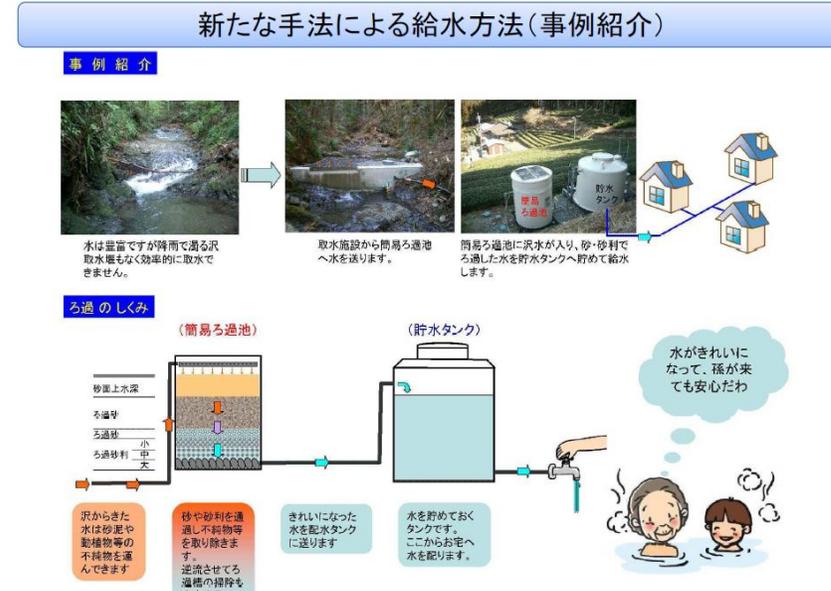
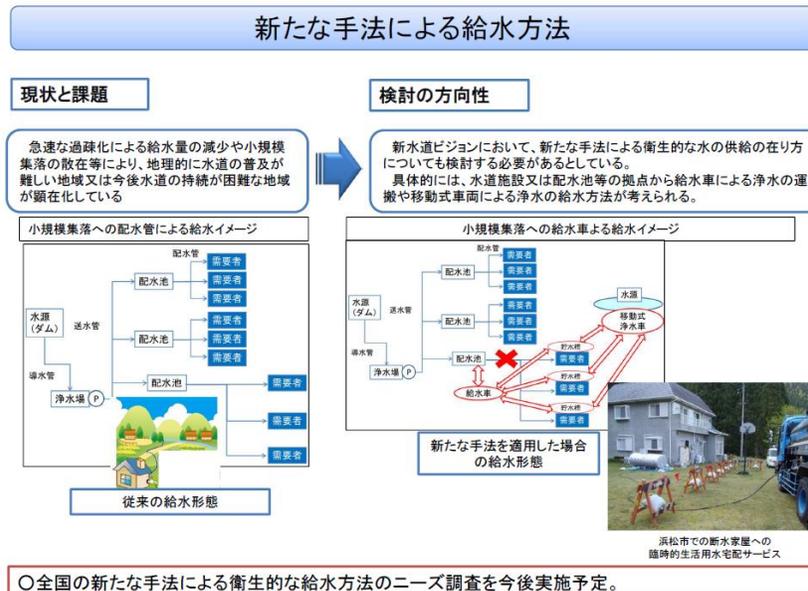
1点だけ補足させてください。15ページの5の管路維持困難地域への対応というところです。「浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域」と書いてあります。経済合理性って一般的に我々も使うのですけれども、要するにマーケットに依拠できないところです。しかし、依拠できないところでも公衆衛生上の配慮から、マーケットに乗らないところも建設・拡張し水道の普及率を高めてきたというのが今までの水道行政だったと思います。ですから、それを経済的に合理的でないと書いてしまうと否定することにもなりかねませんので、「経済的な観点から効率性が低下しつつあると予想される」とか、「低下しつつある地域では、管路による」と書いたほうがですね。合理的というのはまずいと思いますので、よろしくお願いします。

水道基盤の基盤強化方策に盛り込むべき事項（H28.1\_水道事業基盤強化方策検討会）

5 管路維持困難地域への対応

浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そうした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報として、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確化を図るべきである。

(参考資料)

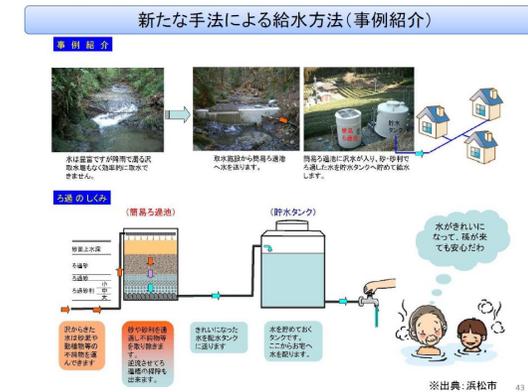
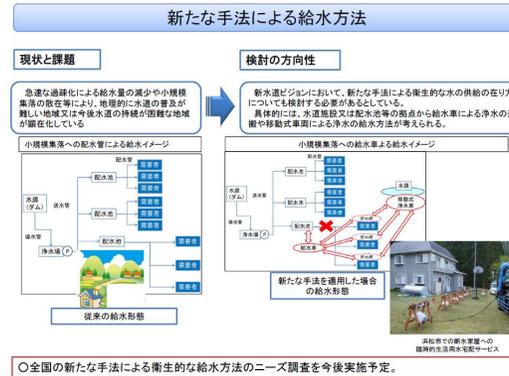


（事務局）

中間取りまとめの中で、5.管路維持困難地域、いわゆる今は水道管を引いていますが、人口減少等で維持するのがどうだろうという地域については、給水方式の水質管理等に関する調査研究をするべきではないかといった点や、6.その他として、水質の維持・向上は引き続き重要であること、それから省エネルギー対策、災害対策、地下水利用の専用水道についても言及いただいています。水道事業基盤強化方策検討会の報告書については以上です。

5 管路維持困難地域への対応

浄水施設等から遠く離れているとともに、給水人口が大幅に減少し、管路を維持し続けることが、経済的に合理的でない状況になると予想される地域では、管路による給水以外の方式による給水が有用である可能性がある。そうした新たな方式を水道法に取り込むべきかを検討するための基礎的情報として、まずは、実態調査や水質管理等に関する調査研究を進め、課題の明確化を図るべきである。



## 水道事業の維持・向上に関する論点 (案)

### 水道事業の維持・向上に関する検討事項の整理(1) ～水道事業の基盤強化方策の体系～

(目指すべき水道事業の姿)  
「安全」な水を、地震等に耐える「強靱」な施設により供給することを「持続」できる水道事業の実現

水道の理想像

(現状) 「安全」 水質基準適合率(平成25年度:99.7%)  
 「強靱」 基幹管路の耐震適合率(平成26年度末:36.0%)  
 「持続」 管路の経年化率(平成26年度:12.1%)  
 管路更新率(平成26年度:0.76%)  
 → 全管路を更新すれば約130年かかる計算  
 職員数の減少・高齢化(約30年前に比べて約3割減)  
 不適切な料金設定・人口減少に伴う料金収入減

CF新水道ビジョン(平成25年3月厚生労働省健康局策定)より

(実現のために必要な対応) → (特に、推進すべき施策【検討事項】)

安全  
○水質確保策を引き続き実施

強靱  
○老朽化施設の更新、耐震化

持続  
○時代や環境の変化に対応した事業運営

職員数の減少・高齢化が進む中で、水質確保(水源保全、水質管理の促進、施設の改善等)や、施設の更新・耐震化、時代や環境に適応した事業運営を行うには、それらを担う人材の質的・量的な確保が必要。  
 施設の更新は、長期的視野に立って計画的に行うことが必要。また、更新のための財源の確保も必要。  
 財源の確保にあたっては、人口減少社会(=水需要減少)を見据えて、給水人口減少を想定した水道料金の設定や、事業運営の効率化、水道施設の規模の適正化が必要。

広域連携の推進  
官民連携の推進  
→ 人材確保、事業運営効率化を図る

アセットマネジメント(計画的な資産管理)の推進  
→ 老朽化施設の更新、耐震化、将来の水需要予測に基づいた施設規模の適正化(=効率的な施設投資)の推進

水道料金の適正化の推進  
→ 人口減少も見据えた上で、将来の施設更新の財源を確保

### 水道事業の維持・向上に関する検討事項の整理(2) ～指定給水装置工事事業者制度の改善方策の体系～

(あるべき給水装置工事の姿)  
給水装置の構造及び材質が一定の基準に適合している状況

その実現のために、安全で信頼される給水装置工事の確保が必要

(現状)  
 ・従来は各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に水道法を改正し、法に基づく全国一律の指定基準による現行制度が創設。  
 ・現行制度により、広く門戸が開かれ、工事事業者の指定数は増加。(H9:2万5千者⇒H25:22万8千者、約9倍に増加)  
 ・現行制度は新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されず、また水道事業者は指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の実態把握や指導等が困難な状況でトラブルも発生。(所在不明な指定工事事業者:約3千者、違反行為件数:1,740件/年、苦情件数:4,864件/年(H25末アンケート調査より))

(実現のために必要な対応) → (特に、推進すべき施策【検討事項】)

悪質業者の排除  
○指導・監督  
○処分環境の整備

質の向上  
○各種講習会の受講促進  
○配管技能者の適正配置の促進

消費者保護  
○水道利用者への情報提供

所在不明な指定工事事業者が相当数存在すると考えられ、いずれの事務も、実施する際の事務量が膨大となると想定。  
 水道事業者の職員数の減少等を踏まえた対策が必要。

指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入  
 → 所在不明な指定工事事業者の自動排除が実現  
 ・定期的な事業実態の確認  
 → 対象事業者数が絞られ、各種事務の事務量が軽減

定期的に把握された情報の活用  
 → 把握された情報を基にして、  
 ・効率的効果的に指導・監督、処分、各種講習会の受講促進等が実施可能に  
 ・水道利用者へより正確な情報提供が可能に

※この時点で論点が上記に絞られた。基盤強化方策検討会の資料は添付されるも、以降、管路維持困難地域の論点は無くなり、議事録にも発言記録無し。